源泉管理WT議事（令和６年４月２６日～令和６年５月１０日開催）

| 改正・要望内容 | | |

滞納管理WT議事（令和６年４月２６日～令和６年５月１０日開催）

#	改定・要望内容					標準仕様書への反映	仕様書記載					標準仕様書改定内容						（滞納管理WT）業務の修正に係るご確認事項				回答欄例（地方団体機会意）	方針
	改正年度	施行日	分類	改正・要望内容			機能要件	帳票要件	印字項目・並び順	帳票レイアウト	業務フロー・マクロ等	ID	要件名	要件（変更後）	要件（変更後）	標準仕様書見直し不要の理由	備考	検討分類	修正事由	確認事項	修正方針（事務局案）		
13	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150011						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
14	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150022						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
15	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150024						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
16	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150055						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
17	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150082						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
18	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150125						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
19	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150134						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
20	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150137						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
21	－	－	－	－	同上	○			●	●		0150397						要検討	同上	同上	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：同上 （B市）：同上 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：同上 （F市）：意見なし。 （H市）：同上 （I市）：同上 （J市）：問題なし。 （K市）：当市では50文字程度となっておりますが、今後の表示内容の充実等に対応できる文字数の確保が望ましいと考えます。 十分な文字数の確保のために必要であればフォントサイズの変更はやむを得ないと考えます。 （デジ先庁）：同上	同上
22	－	－	－	－	根拠法が国税徴収法第141条だが、地方税法第20条の11もしくは国税徴収法第146条のことではないのか？ もしくは選択ができるのでしょうか？	○				●		150346	実態調査について（照会）	国税徴収法第141条 地方税法第20条の11		作年4月にPMOツールにて意見があり、3.0版に反映すべき内容であったが反映が出されていなかったため、4.0にて反映する。	現在	根拠法令にかかる修正のみであるため	－	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：承知しました。 （B市）：再確認を求めます。以前に受諾し研修において、地方税法20条の11で規定されている「地方税に関する調査」には滞納処分のための調査は含まないと説明を受けており、滞納者の実態調査は国税徴収法第146条の２を根拠にして実施しています。法解釈について、御教示ください。 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：市は第へ の実態調査であれば地方税法第20条の11ですよいです （F市）：意見なし。 （H市）：変更内容訂正しかねません。滞納整理における調査調査については、法改正のため、令和６年度より国税徴収法第146条の２の規定の例（地方税法の各税目における「国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」規定）になります。また、実態調査を行う段階に対しては、滞納者に対し「債権債務弁済」を天引きすることから、国税徴収法第141条の規定のみにしても問題いではありません。地方税法第20条の11が一番不適切です。 （I市）：問題なし。 （J市）：問題なし。 （K市）：了解しました （デジ先庁）：意見なし	【方針】 国税徴収法第146条の２に修正する。
23	－	－	－	－	照会内容に「債権の概要欄」、「差押の通知を受けた時の元本債権額」、「弁済日に基」が不足している。 また、照会内容の欄に注記についての記載の注意事項があるが照会内容には記載がないので、記入漏れでしょうか？	○				●		150342	被保険者権限について（照会）	欄外表記 １　債権の概況欄は、差押の通知を受けた時以前に登記した債権概況欄を記載してください。 ２　「権利の表示」の「債権の概況欄」欄及び「差押の通知を受けた時の元本債権額」欄は、公売対象とされる権利が根抵当権又は根質権である場合に記載してください。		作年4月にPMOツールにて意見があり、3.0版に反映すべき内容であったが反映が出されていなかったため、4.0にて反映する。	削除	以下の理由により当初から削除を想定していたが削除が漏れていたものであるため、機能面の検討は不要と判断。 （過去のQ&Aの回答） 「債権の概況欄」 　一登記簿を確認すればよく、項目として不要なためです。 「弁済日」 　一本照会には以下２パターンを想定しており、いずれも不要と整理しています。 ①照会先が金融機関（担当権想定）の場合 　一照会対象の金融機関の口座を開設する蓋然性が高く、記載の必要がないため。 ②照会先が金融機関以外の場合 　一レアケースであり、記載する必要がないため。 「差押の通知を受けた時の元本債権額」 　一本照会は差押の通知前に行う想定のため、差押の通知を受けたときの元本債権額はそもそも設置できない項目であることから、項目として不要と整理しています。	－	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：承知しました。 （B市）：無回答。 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：修正事由のとおり削除でよいです （F市）：意見なし。 （H市）：「差押の通知を受けた時の元本債権額」については、必要です。事務局の想定には異なり、不動産は従対債権譲渡ってもあり得ますと思ってます。その前に（従対債権は基本的に減っていたが）従対債権額を調査して公売の検討も、まずやで、この項目は必要です。 （I市）：問題なし。 （J市）：意見なし。 （K市）：了解しました （デジ先庁）：意見なし	H市の意見「反対債権額を調査して公売の検討」については、２．債権内容の正債権額　現在額（元本、利息）で記載されていることから、反対債権額を調査するという H市の想定通用は充足していると想定される。 本行は「差押の通知を受けたときの」元本債権額」であり、市が差押したタイミングの元本債権額を把握する理由がないことからは前提内容から削除したものの、欄外の補足文章が抜けてしまったため削除するものである。 【方針】 改定のとおり修正する。
24	－	－	－	－	会計金額の総会計の欄に要綱がない。総会計はおおない想定なのか、要綱の印字漏れなのかお知らない。	○				●		150441	報告書（差押え先為無）	各項目（未納額、督促手数料、延滞金、総合計）の総会計がない。		作年4月にPMOツールにて意見があり、3.0版に反映すべき内容であったが反映が出されていなかったため、4.0にて反映する。	現在	レイアウトと印字項目誤元表間の齟齬を修正するため 帳票元表には各項目が作成済み	－	○列「要件（変更後）」に記載のとおり	（A市）：承知しました。 （B市）：15044以については、異存なし。諸元表及び帳票レイアウト＋15044以外の報告書が曖昧であれば。 15046の2実調必須帳票ですが、「地方団体が自治に作成する報告書」自の示されないのでしょうか。団体間にベンダーと協議、作成するとかできるとの理解でよろしかったでしょうか。 （C市）：意見なし。 （D市）：意見なし。 （E市）：レイアウトの修正でよいです （F市）：意見なし。 （H市）：問題ありません。 （I市）：問題なし。 （J市）：意見なし。 （K市）：了解しました （デジ先庁）：意見なし	自市の意見については、報告書にかかる帳票レイアウトはタイトルや指示全て同一であるため、レイアウトを定義していない。 よって、団体ごとにベンダーと協議し作成することはできない。 【方針】 改定のとおり修正する。